

川西市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

川西市長 越田謙治郎

川西市規則第 15 号

川西市公印規則の一部を改正する規則

川西市公印規則の一部を改正する規則（昭和39年川西市規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
別表（第4条関係） （別紙1）	別表（第4条関係） （別紙1）

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(別紙1)

(改正前)

別表 (第4条関係)

名称	寸法(センチメートル)	用途	個数	保管者
(略)				
川西市	だ円形 0.4×0.6	<u>1</u> 住民基本台帳カード	1	市民環境部市民課長
		<u>2</u> 個人番号カード		
(略)				

(別紙1)

(改正後)

別表 (第4条関係)

名称	寸法(センチメートル)	用途	個数	保管者
(略)				
川西市	だ円形 0.4×0.6	個人番号カード	1	市民環境部市民課長
(略)				